

【本制度について】

Q 1 令和 6 年 10 月 1 日に施行開始した「道路及び河川等美化活動報償金」と、今回の「双葉町宅地等除草報償金」との違いは何か。

A 1 以下の通り、除草の対象地が異なります。

○道路及び河川等美化活動報償金：町有地を除草の対象とします。

○双葉町宅地等除草報償金：民有地を除草の対象とします。

Q 2 本制度において、町はどのような立場か。

A 2 宅地の除草について、令和 6 年度の町政懇談会において、町民から以下の意見が出されました。

①土地面積や雑草量に対して配布される除草剤が足りていない。

②土地所有者が高齢化や遠隔地避難のため自ら草刈りすることが困難である。

③草刈りを業者に委託すると高額な費用を請求される。

町としては、民有地は個人の財産であることから、土地所有者や管理者が自ら維持管理を行うものであるため、税金で民有地の除草を行うべきではないと認識しています。(町認識㊦)

しかし、上記①～③の町民の意見に加え、町内に雑草が繁茂することにより、景観や生活環境の悪化を招くことを懸念しています。

上記の町認識㊦のため、町が民有地の除草を行うことはできませんが、行政区が主体となり、地域住民の意見を受けて自らの地域を良くするための活動（除草）に対して報償金の交付という形で町がお手伝いすることは可能であろうという考えにより、本制度を制定したところです。

Q 3 個人の財産である民有地の除草を行うために、税金を使っても良いか。

A 3 上記「A 2」のとおり、本制度は、あくまで行政区が実施する共助活動・地域の環境美化活動に対する報償として制定したところ

です。
なお、町が町民や土地所有者の個人の財産管理に直接公費を助成することではないため、町が税金で民有地の除草を行うべきではないと認識しています。

Q 4 行政区が除草を行うのではなく、町が除草を行ってはどうか。

A 4 上記「A 2、3」のとおりです。

Q 5 行政区が除草を行うのではなく、町がシルバー人材センター等に依頼してはどうか。

A 5 上記「A 2、3」のとおり、町が主体となり除草や依頼を行うことはできません。

また、震災前においても町は民有地の除草をシルバー人材センター等に依頼していませんでした。

なお、シルバー人材センターは業務を休止中です。

【報償金について】

Q 6 行政区が除草を行うのではなく、土地所有者や管理者が個人で除草を行い、町は個人に報償金を交付してはどうか。

A 6 上記「A 2、3」のとおり、民有地は自ら維持管理を行うものであるため、個人に報償金を交付できません。

土地所有者及び管理人個人に行う除草の支援としましては、住民生活課が令和3年から希望する土地所有者に除草剤配布の支援を行っていますので、ご活用いただければと思います。

Q 7 除草を希望する個人に、除草費用の一部を負担させてはどうか。

A 7 上記「A 2、3」のとおり、本制度は行政区が主体的に実施する除草に対して、町がお手伝いするものであるため、町が個人に負担金を求めることはできません。

なお、行政区が、除草を希望する個人に費用の一部を負担してもらい、町から交付された報償金と合わせて除草を行うこと等は、行政区の判断で行ってください。

Q 8 複数日かけて除草を行った場合は、報償金も複数回申請できるか。

A 8 報償金は春と秋に各2回のみ申請可能であるため、複数日をかけて除草を行った場合でも申請は1回とします。

(例) ○春に5,000m²を5日かけて除草を行った場合でも、春の申請は1回となります。(報償金の上限額：20万円)

○秋に5,000m²を6日かけて除草を行った場合でも、秋の申請は1回となります。(報償金の上限額：20万円)

○年間の申請回数は、春1回と秋1回の合計2回が上限となります。(年間の報償金の上限額：20万円+20万円=40万円)

Q 9 報償金は、どの口座に振り込まれるか。

A 9 行政区の通帳に振り込みます。

Q10 報償金は、除草を行った人で分配して良いのか。

A10 報償金の使い方は行政区にお任せします。

【報償金額について】

Q11 報償金は、どのように算出するか。

A11 報償金の算出方法は以下の通りです。

○報償金 = 除草費用 + 保険料

・除草費用 = 除草単価 × 除草面積(m2)

※除草単価：45 (円/m2)

・保 険 料 = 保険単価 × 実施人数(人)

※保険単価：1,000 (円/人)

なお、1 回当たりの上限額は 20 万円とします。

(例 1) 算出結果が 20 万円以下の場合 (3,000m2 を 5 名で実施)

除草費用 (45 円/m2 × 3,000m2) + 保険料 (1,000 円 × 5 名(想定))

= 140,000 円

(例 2) 算出結果が 20 万円を超えた場合 (5,000m2 を 5 名で実施)

除草費用 (45 円/m2 × 5,000m2) + 保険料 (1,000 円 × 5 人)

= 230,000 円 (上限を超えた場合) → 200,000 円

また、1 回当たりの除草作業の日数は考慮しませんので、上記「A 9」のとおり、複数日をかけて除草を行った場合でも申請は 1 回となります。

【除草の実施箇所及び対象箇所について】

Q12 報償金の上限額 20 万円分の範囲しか除草を行えないのか。

A12 上記「A 2、3」のとおり、本制度は行政区が主体となり、自らの地域を良くするために実施する除草に対して、町がお手伝いするものです。

なお、報償金の上限額は 20 万円ですが、行政区が必要と判断した範囲の除草を行ってください。

Q13 農地の除草は、本報償金の対象となるか。

A13 農地は、本報償金の対象としません。

しかし、登記の地目が農地であっても、土地の現況を宅地と見なすことができる場合は対象とします。

Q14 除草を行う場所は、どのように決めれば良いか。

A14 行政区が除草を行う必要があると判断した箇所を選定してください。

なお、上記「A 2、3」のとおり、除草を行いたいが何らかの理由により行うことができない方の宅地等や、雑草の繁茂により景観や生活環境の悪化が懸念される個所が、本制度を検討した際に除草が必要と判断した箇所となります。

Q15 除草を希望する方が多数おり、行政区ではやりきれないほど除草の面積が多くなった場合はどのようにすれば良いのか。

A15 除草を行う人数や日数により、除草を行うことができる面積には限りがありますので、その際は、優先順位を付けて除草を行うこととなると思いますが、優先順位の付け方については、行政区が各地域の状況により決定してください。

なお、優先順位を決めかねる場合は、以下の例を参考としてください。

(例1) 除草を行いたいが何らかの理由により行うことができない方の宅地等を優先的に行う。

(例2) 雑草の繁茂により景観や生活環境の悪化が懸念される宅地等を優先的に行う。

(例3) 春と秋で順番に行う。

【除草の実施方法について】

Q16 除草を1人で行っても良いか。

A16 事故や怪我が発生した際に、救助や連絡を行うことができないため、必ず2名以上で除草を行ってください。

Q17 行政区の住民のみでは人数が集まらないため、行政区の住民以外の方を実施者に加えても良いか。

A17 行政区の住民以外の方を実施者に加えても、かまいません。

Q18 除草を業者に依頼しても良いか。

A18 業者に依頼しても、かまいません。

なお、業者に依頼した場合でも、報償金の上限額は 20 万円ですので、ご注意ください。

Q19 除草を他の行政区と一緒に行って良いか。

A19 例えば、行政区Aと行政区Bが一緒に除草を行うなど、複数の行政区で行ってもかまいません。

その際は、以下の通り申請してください。

○除草面積：各行政区の面積を申請してください。

○人数：除草を行った全ての人数で申請してください。

※行政区Aが行政区Bの範囲を除草する際も、行政区Aは保険に加入する必要があるため。

(例) ○行政区A：除草面積 5,000m²、実施人数 5 名

○行政区B：除草面積 2,000m²、実施人数 3 名

〈行政区Aの申請書〉

除草費用 (45 円/m² × 5,000m²) + 保険料 (1,000 円 × 8 名)
= 233,000 円 → 200,000 円 (上限額)

〈行政区Bの申請書〉

除草費用 (45 円/m² × 2,000m²) + 保険料 (1,000 円 × 8 名)
= 98,000 円

※算出方法は、上記「A11」を参照してください。

Q20 住民の中に行政区長の連絡先を知らない方がいるため、除草を希望する方の中にも行政区長の連絡先を知らない方がいるのではないか。

A20 除草を希望する方の中で行政区長の連絡先が分からない方については、町に連絡するよう広報誌やホームページ等で呼びかけを行いたいと考えています。

連絡があった場合は、町から行政区長へ連絡したいと考えています。

(区長の連絡先は広報誌等に掲載しないこととします。)

Q21 除草に協力できる方を広報誌等で募集して欲しい。

A21 行政区毎に実施の有無や時期が異なるため、本制度を町民に周知する際に、広報誌やホームページ等へ掲載し募集したいと考えています。

【草の処分方法について】

Q22 除草した草を焼却処分しても良いか。

A22 草の野焼きは禁止されているため、焼却は行わないでください。

Q23 除草した草はどのように処分すれば良いか。

A23 上記「A 2、3」のとおり、本制度は、民有地の除草は土地所有者や管理者が自ら行うべきところですが、行政区が主体となり、自らの地域を良くするために実施する除草に対して、町がお手伝いするものであるため、除草した草の処分方法は除草を希望した方に確認してください。

なお、土地所有者や管理者が特に処分方法を決めていない場合は、除草した草はその場への放置（刈りっ放し）を想定しています。

【その他】

Q24 家屋解体や除染で土地が更地になり目印が無くなったため、隣接地との用地境界が分からなくなった土地が有る。

その場合に、除草作業の際に知らないうちに立ち入ってしまったことにより、隣接地の土地所有者とトラブルが発生しないか心配である。

A24 民有地は個人の財産であるため、除草を希望していない方や、連絡の取れない方等の土地については立ち入らないよう、用地境界が不明確な隣接地については、除草の範囲を隣接地の用地境界から十分に距離を取った場所までとしてください。

Q25 上記「Q24」のようなトラブルが発生しないように、土地に立ち入って欲しくない方は町に申し出るよう呼びかけて欲しい。

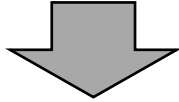
A25 行政区毎に実施の有無や時期が異なるため、本制度を町民に周知する際に広報誌やホームページ等へ掲載し呼びかけを行いたいと考えています。

【手続き方法について】

Q26 手続き方法はどのように行うのか。

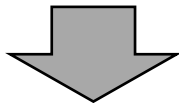
A26 手続きの流れは以下①～⑦の通りです。

①行政区が帰還困難区域以外で除草を実施したい宅地等を取りまとめ。



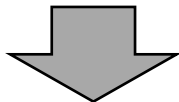
②行政区が町へ、実施計画書と名簿を提出。

※提出資料：双葉町宅地等除草報償金実施計画書（第1号様式）
双葉町宅地等除草実施者名簿



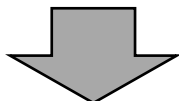
③除草を実施

※除草前に、雑草が繁茂している状況写真を撮影。



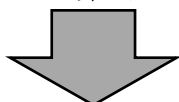
④行政区が町へ、交付申請書と報告書を提出。

※提出資料：双葉町宅地等除草報償金交付申請書（第2号様式）
双葉町宅地等除草報告書（第3号様式）
（報告書に、除草前後の写真を添付。）



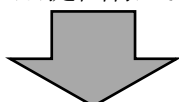
⑤町が行政区へ、交付決定を通知。

※双葉町宅地等除草報償金交付決定通知書（第4号様式）



⑥行政区が町へ、請求書を提出。

※提出様式：双葉町宅地等除草報償金交付請求書（第5号様式）



⑦町が、行政区の口座へ報償金を振り込み。

※町の担当窓口は、建設課となります。